



豊島税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 171-8521 豊島区西池袋3-33-22 Tel 03 (3984) 2171 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場は3密回避のため

入場整理券が必要です

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書作成会場の開設について

開設期間	会場	所在地	時間
令和3年2月1日(月) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	豊島税務署 地下会議室	豊島区西池袋 3-33-22	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

- 入場整理券をお持ちでない方は、**入場することができません。**
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 期間中、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来場はご遠慮ください。
- 上記開設期間の前でも相談を受け付けております。

感染防止の観点からも e-Tax をお勧めします！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

3 e-Tax で送信して提出

① マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

② IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

スマートフォンはこちら



(裏面もご覧ください。)